

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月31日

河合町長 岡井康徳

河合町条例第14号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月河合村条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1中34の項の次に次のように加える。

35 参与、嘱託員	町長が職の困難度と他の職員との均衡に考慮して予算に定める額
-----------	-------------------------------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。